

成長力のある企業を 保証でサポート!

金融機関と連携し
事業の安定と発展を
バックアップします。

<保証限度額>
2億8,000万円以内
※既保証の債務残高を含め2億8千万円以内

<保証期間>
20年以内
うち据置
2年以内

<保証料率>
年0.35%~1.80%

※通常の
責任共有保証料率から
一律0.1%
引き下げ

事業性評価 保証

- ・事業内容 / 強み
- ・成長可能性

「みらい」

「長崎県経営安定資金保証」「長崎県経営安定長期
設備資金保証」「長崎県地域産業支援資金保証」に
ついても、金融機関所定の事業性評価に係る資料、
もしくは、事業性評価保証推薦書(協会所定様式)の
添付がある場合は、

一律0.1%保証料率を引き下げます。

事業性評価保証（略称:みらい） 制度概要

目 的	この保証は、中小企業者の将来性・潜在能力・技術力・人的資源等、必ずしも定量的には把握できない要因を評価した事業性評価に基づく融資を対象とし、積極的な支援を行う金融機関と連携することで、中小企業者の資金繰り円滑化および経営の安定に資することを目的とします。	
保証の対象 (資格要件)	<p>県内に住居(法人の場合は本店)または事業所を有する中小企業者(組合を除く)であって、次の(1)および(2)のすべての要件に該当する方。</p> <p>(1)申込金融機関が中小企業者の事業内容等を把握し、事業性評価を行っていること。 (2)申込金融機関がプロパー融資を行っていること。 ※同時実行でも可。</p>	
対象資金	事業資金(運転資金、設備資金)	
保証条件	保証限度額	2億8,000万円以内
	保証期間	20年以内 (うち据置 2年以内)
	返済方法	一括返済及び分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要な場合があります。 ただし、保証期間が10年超のときは、原則として担保が必要です。
	保 証 人	法人代表者の連帯保証が必要(特別な事情がある場合を除き、それ以外は不要)
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	年0.35~1.80% ※通常の責任共有保証料率から一律0.1%引
	適用料率	<p>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用します。</p> <p>②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用します。</p>
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
申込時 添付書類	通常の申込書類に加え、取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書(協会所定様式)。	
留意事項	プロパー融資の金額、期間等には特段の定めはないが、短期資金の場合は継続した支援を行う事が前提となります。	
実 施 日	平成30年 4月 1日 創設	